

✻ 団体介護一時金保険

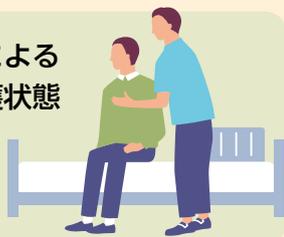
☰ 会社付保

(介護一時金支払特約セット団体総合保険)

カフェテリアポイントを活用して介護のはじまりに備えましょう
ポイント利用だから **保険料の自己負担はありません**

支払い要件に該当した場合に一時金 **50万円** を受け取ることができます

病気による
要介護状態



ケガによる
要介護状態



加齢に伴う
要介護状態



お手続き方法の流れ(期首申請期間のみ)

STEP1



N-Biz Life Station
にアクセス

STEP2



カフェテリア
ポイント
申請ページ

STEP3



ポイント申請

介護一時金給付保険
を選択しポイント申請

STEP4



申込み

申請画面のURL
(加入申込フォーム)から
必要項目を入力して送信

7pt / 1人
14pt / 2人

新規・継続ともに ポイント申請 申込み
両方のお手続きが必要です。



「新規加入」も「継続加入」もお手続きできるのは4月の期首申請時だけ!

保険期間 ▶ 2026年9月1日～2027年9月1日

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体介護一時金保険の補償内容

- 以下のいずれかに該当した場合、被保険者に一時金をお支払いします。
- ・被保険者本人が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
 - ・損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※）が90日を超えて継続した場合
- （※）損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

公的介護保険の要介護認定のめやす

要介護度	身体の状態（例）
要支援	1 要介護状態とは認められないが、入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態
要介護	1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 ・食事や排せつなどは、ときどき介護が必要。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。 ・この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	2 軽度の介護を必要とする状態 ・食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。服の着脱は何とかができる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3 中等度の介護を必要とする状態 ・食事や排せつに介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。 ・入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。
	4 重度の介護を必要とする状態 ・食事のときどき介助が必要で、排せつ、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5 最重度の介護を必要とする状態 ・食事や排せつがひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

介護一時金対象

数字で見る介護の実態

介護はだれにでも突然おこる！



出典（左）：内閣府「令和5年版高齢社会白書（全体版）」
出典（右）：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」

介護にはお金がかかる！



* 生命保険文化センター「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」

仕事は続けられる？



出典（左）：生命保険文化センター「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」
出典（右）：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」

介護離職後の厳しさ



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「介護離職者の離職理由の詳細等の調査及び勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度の広報資料等の作成」（令和6年3月）

補償イメージ

NTTグループの介護補償は2種類！

- ・「団体介護一時金保険<会社付保>」は一時金として保険金(50万円)をお支払いさせていただく保険です。
 - ・一時金50万円のお受け取りのみでは、介護にかかる費用を十分にカバーできない可能性があります。
 - ・不足する費用は任意保険をご活用ください。
 - ・NTTグループには、親御様を対象とした親介護費用補償保険「親子のきずな」をご用意しています！
- ※親子のきずなの詳細については、下記WEBサイトよりご確認ください。
<https://www.ki-ra-ra.jp/ntt-dantai/kizuna/>

団体介護一時金保険<会社付保>と「親子のきずな」をセットで加入することで補償が充実します

団体介護一時金保険<会社付保>と「親子のきずな」の併用イメージ

補償のイメージ



保険金額の総計は最大 550万円

✦ 団体介護一時金保険 会社付保		✦ 親子のきずな
①N-Biz Life Stationにて、「団体介護一時金保険<会社付保>」のポイント申請 ②ポイント申請画面のURL（加入申込フォーム）から必要項目を入力して送信	申込方法	N-Biz Life Stationの「団体・団体扱保険」ボタン、または右記二次元コードよりWEBサイトにてお手続き
「①ポイント申請」「②加入申込」の両方行わないと加入できません		
4月（期首申請） ※期首申請時にのみ加入できます	申込期間	随時 毎月14日までの受付で、翌月1日から4月1日まで ※12月15日から1月31日までは受付停止期間となります
9月1日～翌年9月1日 ※補償を継続するためには、毎年のカフェテリアポイントの期首申請が必要です。	補償期間	4月1日*～翌年4月1日 ※1年ごとに自動更新 *中途加入の場合は加入時の始期日
会社負担（カフェテリアポイント*を充当） * 被保険者1名の場合：7pt 被保険者2名の場合：14pt	保険料	本人負担（毎月の給料控除）

被保険者の範囲

- ①加入者ご本人（社員ご本人）
- ②上記①の配偶者（パートナー）・ご両親・お子さま・兄弟姉妹および同居の親族
 - ※配偶者（パートナー）・ご両親・お子さま・兄弟姉妹は同居、生計を共にする、血族か姻族かは問わない
 - ※法律上の姻族関係のないパートナーの親族は除く
 - ※「同居の親族」とは加入者ご本人と同居していることが条件
 - ※新規加入・継続の年齢は共に9月1日時点で満18歳～79歳まで

お申込について

- 9月1日時点で満18歳～79歳までの方を被保険者（介護を受ける方）としてご加入いただけます。
※介護を受ける方が被保険者となります。
- 本保険は期首申請時（4月）のみのお手続きとなります。（保険期間は9月1日から1年間）
- ご契約を継続するためには、毎年、期首申請時に更新のお手続きをお願いいたします。
- ご加入には、**カフェテリアポイントの申請**と**保険の加入申し込み**の2つが必要となります。
いずれか一方のお手続きが不足している場合はご契約が無効となりますのでご注意ください。

告知の大切さについて

- 告知画面はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご入力ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

よくあるご質問

どのような場合に保険金を受け取ることができますか？

Q1

A：被保険者本人が要介護状態に該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※）が90日を超えて継続した場合に、被保険者に一時金をお支払いします。

※公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。要介護状態の認定を受けられた場合、速やかにご連絡をお願いします。

被保険者が要介護認定を受けた場合、どのように保険金を請求すればよいですか？

Q2

A：被保険者が要介護認定を受けた場合は、次の事項について損保ジャパンに通知してください。
①ご加入氏名 ②被保険者の氏名 ③要介護認定日 ④要介護状態区分

【事故時のお問い合わせ先（事故サポートセンター）】0120-727-110
保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書及び保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者（親）の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したこと及び内訳を証明する書類または損保ジャパンと提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書及び重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

保険金の支払いはいつからいつまで続きますか？

Q3

A：「保険金をお支払いする場合」に該当した場合、介護一時金50万円をお支払いします。
一時金をお支払いした時点で、保険金の支払いは完了となり、補償も終了します。

保険金額を増額することは可能ですか？

Q4

A：介護一時金（会社付保）は、介護一時金50万円の1プランのみとなります。
増額はできません。

カフェテリアメニューの期首申請時以外の時期に加入手続きをすることはできますか？

Q5

A：できません。＜会社付保＞は期首申請時（4月）のみのお手続きとなります。
（保険期間は9月1日から1年間）

次年度以降も補償を継続させるためには、どうすればよいですか？

Q6

A：毎年カフェテリアメニューの期首申請時にポイントの申請および加入申込フォームでの被保険者登録が必要です。（お手続きがない場合は、次年度（9月1日から1年間）の補償はありません。）

NTTグループ内で転籍した場合や退職した場合はどうなりますか？

Q7

A：転籍：保険の満期まで補償が継続されます。ただし、カフェテリア制度対象外会社へ転籍した場合は、次年度のご継続はできません。

退職：保険の満期まで補償が継続されますが次年度のご継続はできません。

（例）2027年3月に退職した場合、2027年9月1日までは補償は継続され、2027年9月1日以降は補償が終了します。

親子のきずなにも加入したい場合はどうすればよいですか？

Q8

A：N-Biz Life Stationの「団体・団体扱保険」または右記二次元コードからアクセスしてください。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み
この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約をセットしたものです。
- 保険契約者
NTT 株式会社
- 保険期間
2026年9月1日午後4時から2027年9月1日午後4時まで
- 新規申込・継続手続期間
当該年度のカフェテリアプランの期首申請期間と同じです。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間（保険金をお支払いしない期間）等）、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者（被保険者）の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者
NTTグループ福利厚生カフェテリア制度導入企業の在職者
- 被保険者
①加入者本人
②加入者本人の配偶者（パートナー）・ご両親・お子さま・兄弟姉妹（同居、生計を共にする、血族か姻族かは問わない）
③加入者本人の同居の親族
※法律上の姻族関係のないパートナーの親族は除く
※「同居の親族」とは加入者本人と同居していることが条件
（新規・継続いずれの場合も、9月1日時点で満18歳～79歳までの方が対象となります。）
- 加入方法
①期首申請時に、N Biz Life Stationにて、「団体介護一時金保険＜会社付保＞」のポイント申請をしてください。
②ポイント申請 WEB 画面のリンク先にある、「団体介護一時金保険＜会社付保＞申込フォーム」から、加入申請をしてください。
- 満期返れい金・契約者配当金
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が増加となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

補償の内容（保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合）

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。
なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。^(※1)
①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※2)
②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※3)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合
（※1）この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。
（※2）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。
（※3）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- 先天性異常
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
（注）初年度加入の締結後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害を言います。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることを言います。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
保険金	介護一時金をいいます。
保険金額	介護一時金の保険金額をいいます。
要介護状態	公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態、もしくは損保ジャパンが定める所定の要介護状態区分に該当する状態 ^(※) をいいます。 （※）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/yakkan/
要介護状態に該当した日	被保険者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日 ^(※) をいいます。 （※）有効期間の初日とは、公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
介護認定日	市町村が被保険者の状況を受給者台帳に反映させた日をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、「団体介護一時金保険＜会社付保＞申込フォーム」の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 「団体介護一時金保険＜会社付保＞申込フォーム」の入力内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、「団体介護一時金保険＜会社付保＞申込フォーム」の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に被保険者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、被保険者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

3. ご加入後における留意事項

- 加入申し込みフォームにご入力した通知先（電話番号、メールアドレス）を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

書類	書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

8. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

※「注意喚起情報」をご確認いただいた後に、必ずお読みください

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 - 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 - 保険金額
 - 保険期間
 - 保険料、保険料払込方法
 - 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - 加入者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入者さま限定電話相談サービス SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの新・団体医療保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
- 子どものお悩みまっとうライン

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎりません。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
- (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
- (注7) 応対者の指名はできません。
- (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
- (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- (注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

【さらさら保険サービス側の個人情報の取扱いに関するご案内】
 いただいた個人情報は当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.ki-ra-ra.jp/>）の「個人情報保護方針」をご覧ください。お気軽に申し上げます。
【さらさら保険サービス側の個人情報に関するお問い合わせ窓口】
 きらら保険サービス株式会社 企画総務部 業務変革室 e-mail: privacy@ki-ra-ra.jp
 ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 ・このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、さらさら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

介護に関するチェックシート

この機会に、下のチェックリスト☑を参考に、ご家族の方と「将来の姿」について話し合いをしてみませんか？



“もしも”のときにあわてないための5つのポイント

～“もしも”の前兆を見逃さないために～

- 日常生活パターンを把握していますか？（起きる時間、寝る時間など普段の生活パターン）
- 医療、介護関係を把握していますか？（かかりつけ医、病歴、服薬、保険証や診察券の保管場所）

～親が元気なうちに家族で話し合っておきたいこと～

- 親はどこでどのように過ごしたい？（自宅？ 介護施設？）
- 医療費用や介護費用はどうする？（親の収入や資産は？）
- 誰がどのように介護する？（お金は？ 介護負担は？ 判断は？）

親の介護の前兆11のチェックポイント

～老化のサインを見逃さない～

- やせてきた
- 掃除がおろそか
- 買いだめが多い
- 衣服を着替えない
- 薬が増えた
- 性格が変わった
- 動作がおそい
- 同じことを何度も言う、聞く
- 出不精になった
- 入浴を面倒くさがる
- よくつまづく

これは確認しておきたい！ 介護支援制度

- 会社独自の介護支援制度の有無は？
- 制度利用に関する条件は？（利用対象者は？ 取得事由や期間は？ いつまでに申し出ればいいのか？）

お問い合わせ（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●要介護認定を受けた際のお手続き方法

補償の対象者の方が要介護認定を受けたときは、次の事項について、損害保険ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110 受付時間：24時間365日

① ご加入者氏名・連絡先

② 補償の対象者の氏名

③ 要介護認定日

④ 要介護状態区分

●新規申込やご契約の変更に関するお問い合わせ先

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館

【カスタマーサポートセンター】

0120-590-251 ガイダンス

受付時間 平日 午前9:00～午後4:00
(土・日・祝日はお休みさせていただきます)

詳しくは
WEBから

きらら保険

検索

<https://www.ki-ra-ra.jp/>

※被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細はきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。



引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部 営業課

TEL 050-3808-2265 (受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル)0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社